

技術基準・規格と適合性評価システム

辻 幸和*



近年、技術基準や規格の国際整合化が注目されている。これは、1995年1月に世界貿易機関WTOの発足に伴い締結した「貿易の技術的障害に関する協定」のTBT協定に基づくもので、国際規格が存在あるいは制定されようとしているとき、協定締結国内の強制規格はそれを基礎としなければならない内容である。また、強制規格だけでなく(社)日本道路協会の道路橋示方書等の団体規格についても、TBT協定附属書3に規定された「任意規格の立案、制定および適用のための適正実施基準(Code of Good Practice)」に基づき、国際規格を基礎とするとともに、規格の制定や改定の作業状況を国際的に公表し通報することなどにより、透明で競争的なものとすることを約束したものである。

技術基準や規格は、その地域のその時代における技術水準を映す鏡と言われている。地域性と時代性を背景にした規格をそれらを超えて国際的に統一させる作業は、経済活動の国際化の進展からの要請でもある。この壮大な試みは、欧州連合EUのCEN(欧洲標準化委員会)において多大な時間、労力および経費をかけて実現されようとしている。欧州規格ENが制定されると、CEN構成国はその規格と同じ内容の自国の国内規格を廃止してENに代えなければならないからである。

このようなENの制定作業において、材料や製品の品質だけでなく設計方法や施工方法の規格を制定することは、同時にその規格に適合することを評価して保証するシステムを構築することを前提として

いることにも、留意しなければならない。材料や製品の品質や試験方法の規格が主体のわが国においては、JISの規格とそれに適合していることを示すJISマーク表示認定システムの両方を同時に構築することに相当する。ただ、JISマーク表示認定システムを伴わないJISは多く、そのため1997年に改正された日本工業標準化法の改正において認定試験事業者を新設して、製造業者が材料や製品の自己適合性宣言を容易にすることがなされた。しかしながら、ISO 9000シリーズの認証作業の積極的な取組みに比べて、この認定試験事業者を利用することは少ない。また、JISと同様なISO/IEC 17025(旧来のISO/IECガイド25)により認定された試験所より発行される試験成績書を利用して自己適合性宣言を行うことも、ようやく緒に就いた現状である。

1997年の日本工業標準化法の改正により、JISマーク表示を材料や製品に付する製造業者等を、主務大臣だけでなく主務大臣が指定する民間機関が認定する制度についても整備された。この制度は、ISO/IECガイド65による製品認証機関による第三者製品認証と同様なものである。ただ、ISO/IECと日本工業標準化法の適合性評価システムを整合・調整することが必要となる。

狭いわが国で、今後とも快適な国民生活を送るためにには、技術開発を積極的に行うとともに、その成果を世界に通じる技術基準や規格の制定および規格の適合性評価システムである規格認証制度の構築に結実させることが喫緊の課題である。

* Yukikazu TSUJI：本協会理事・群馬大学 工学部 建設工学科 教授